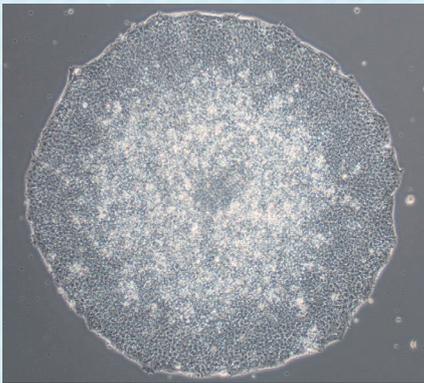


## 京都市 企業版ふるさと納税

# iPS細胞技術を “あたりまえの医療”に



©公益財団法人京都大学iPS細胞研究財団

### ふるさと納税をiPS細胞など 再生医療等の研究開発に活用

京都市では、(公財)京都大学iPS細胞研究財団<sup>(※1)</sup>によるiPS細胞の実用化促進や、市内中小企業、大学研究者が取り組むライフサイエンス分野における研究開発を支援するため、令和2年度から「企業版ふるさと納税<sup>(※2)</sup>」を実施しています。寄付金はiPS細胞など再生医療技術を用いた新たな治療法の開発等に活用しております。難病や怪我に苦しむ世界中の人々の光となる本取組に、どうぞお力をお貸しください。

※1 iPS財団のHP(<https://www.cira-foundation.or.jp/j/>)  
※2 返礼品はございません。



### 寄付金の使い道

#### ▶ iPS財団への寄付

再生医療の研究開発の基盤となる技術を、企業や研究者への橋渡しの取組を行うiPS財団を支援します。

#### ▶ 企業や大学研究者による 再生医療をはじめとした研究開発への支援

市内の大学研究者及び中小企業者が取り組む、新たな医療機器や医薬品等の革新的な医療技術に関する研究開発を支援する「京都発革新的医療技術研究開発助成事業」に活用します。

### 企業版ふるさと納税とは？

企業版ふるさと納税(地方創生応援税制)は国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄付を行った場合に、法人関係税から税額控除される仕組みです。

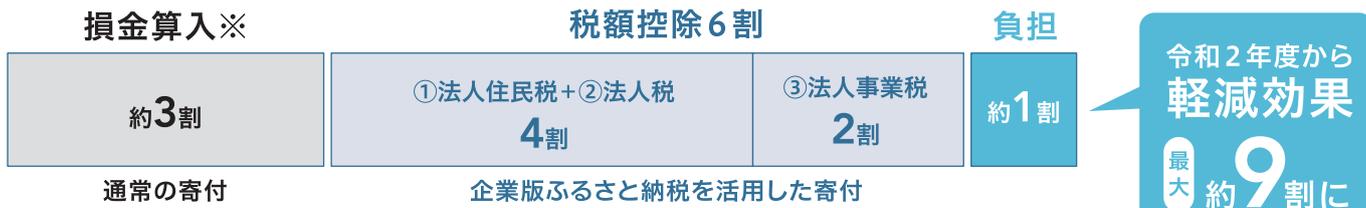
令和2年度からは、地方創生のさらなる充実・強化に向け制度が大幅に見直されました。これにより、最大で寄付額の約9割が軽減され、実質的な企業様の負担が約1割まで圧縮されるなど、従来より使いやすい仕組みになりました。

詳しくは裏面へ

ご寄付は  
こちらから



# 寄付控除割合のイメージ



※企業様が地方公共団体に寄付した場合は、その全額が損金算入されるため、寄付額の約3割(法人実効税率)相当額の税の軽減効果があります。本社が京都市内の企業様も全額損金算入が可能です。

科目ごとの 特例措置	①法人住民税	寄付額の4割を税額控除(法人住民税法人税割額の20%が上限)
	②法人税	法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄付額の1割を限度(法人税額の5%が上限)
	③法人事業税	寄付額の2割を税額控除(法人事業税額の20%が上限)

## 寄付の流れ

寄付の提供後、本市から受領証を交付しますので、手続きを行ってください。



### 寄付にあたっての 留意事項

- ① 1回あたり10万円以上の寄付が対象です。
- ② 寄付を行うことの代償として経済的な利益を受け取ることは禁止されています。(禁止例) 寄付の見返りとして補助金の受取。有利な利率での貸付。
- ③ 本社が京都市に所在する法人の寄付は対象外となります。
- ④ 税額控除の手続(申告)や算出に関しては税理士や所管する税務署へご相談ください。

# 治らない病気を1つでも減らしたい



京都市より 京都市長 松井孝治

再生医療技術等の進化は、病気や怪我に苦しむ人々の大きな希望になります。本市としても、この素晴らしい人類の英知を多くの方々が享受できるよう、研究開発を後押ししてまいります。皆様からの御支援が、研究の推進や、新たな治療法の開発につながります。私たちと共に輝く未来を切り拓いていきましょう。温かい御支援を心からお願い申し上げます。

iPS財団より 理事長 山中伸弥

今年も寄付先の一つとして当財団へご支援を賜りますこと、深く感謝申し上げます。iPS細胞を患者さんに届けるためには様々な技術開発と莫大な費用が必要で、実用化までには多くのハードルを乗り越える必要があります。お寄せいただくご寄付を大切に活用させていただき、協力機関の皆様と一丸となって実用化に向けた歩みを進めてまいります。

### お問い合わせ先

受付時間/平日8:45~17:30(年末年始を除く)

本プロジェクト  
に関すること

京都市 産業観光局スタートアップ・産学連携推進室  
TEL.075-222-3324 Mail sanshin@city.kyoto.lg.jp

京都市のふるさと納税  
に関すること

京都市 行財政局 総務部 総務課 ふるさと納税担当  
TEL.075-222-3044 Mail furusato-kyoto@city.kyoto.lg.jp

ご寄付は  
こちらから

